

宮城県村田高等学校 同窓会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は宮城県村田高等学校同窓会と称し、事務局を宮城県村田高等学校（以下本校という）内に置く。
- 第2条 本会の会員は次の通りとする。
（1）正会員 本校の卒業生及び家庭専修科修了生 （2）準会員 本校の在校生
（3）特別会員 本校の教職員 （4）名誉会員 本校の旧職員
- 第3条 本会の会員は、役員選挙権及び被選挙権並びに所定の会合に出席して発言する権利を有し、本会の費用を分担する義務を有する。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は永く会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展と共に地方文化の向上を期するをもって目的とする。
- 第5条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）母校及び会員相互の連絡提携に関すること。 （2）母校の後援に関すること。
（3）その他本会の目的達成に関すること。

第三章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
（1）会長 1名 （2）副会長 3名 （3）会計 2名 （4）監事 3名
（5）常任幹事 若干名 （6）幹事 卒業時の各クラスから1名ずつ
- 第7条 役員は次の任務を負い、任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、幹事については任期を設けない。
（1）会長は本会を代表し、一切の会務を総括する。
（2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
（3）会計は本会の会計を掌理する。
（4）監事は本会の会計を監査する。
（5）常任幹事は、会務に参画し、本会の事業運営について連絡協議する。
（6）幹事は、同期の同窓生の情報収集および連絡調整を行う。
- 第8条 本会に参与を置く。参与は本校校長とし、会務全般に参与する。
- 第9条 役員を選出は、次の方法による。
（1）会長、監事は総会において選出する。
（2）副会長、会計は会長が指名し、総会の承認を得る。
（3）常任幹事は、会員の中から会長が指名し、総会の承認を得る。
（4）幹事は、新入会員より選出する。
- 第10条 本会に顧問若干名を置くことができ、総会の決議により推薦する。

第四章 会議

- 第11条 本会は次の会合を持つ。
（1）総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は8月に行う。
（2）臨時総会は、必要に応じ、会長がこれを招集する。
（3）総会は、事業計画、会務報告、予算の承認、役員選出、会則の変更、その他会務の運営に関して審議決定する。
（4）役員会の構成は、会長、副会長、会計、監事、常任幹事とし、必要に応じて会長がこれを招集し、会務の執行に関して連絡協議する。

第五章 会計

- 第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第13条 会費は次の通りとする。
（1）会費は3,600円とし、在校中毎月100円を3ヶ年納入するものとする。
（2）卒業時に入会金1,000円を納入するものとする。

第六章 事務局

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局長1名、庶務若干名をおき、会長がこれを委嘱する。

第七章 付則

- 第15条 この会則は、昭和27年3月24日からこれを実施する。
昭和32年3月8日一部改正 昭和41年1月1日一部改正
昭和43年3月10日一部改正 昭和47年3月10日一部改正
昭和49年4月1日一部改正 昭和54年8月6日一部改正
昭和58年8月6日一部改正 平成2年7月21日一部改正
平成19年7月28日一部改正 平成20年8月2日一部改正
（1）平成20年8月2日より施行する。
（2）改正前において理事であった者は、改正後の幹事とみなす。